

白井市教育委員会会議録

○会議日程

令和7年11月20日（木）

白井市役所東庁舎3階302会議室

1. 教育長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 議決事項

議案第1号 白井市青少年女性センターの指定管理者の指定議案に係る意見聴取について

4. 教育長閉会宣言

○出席委員等

教育長 井上 功

委員 中里 敏康

委員 松田 加奈子

委員 久保 利枝

○欠席委員等

委員 齋藤 豊

○出席職員

教育部長 大高 一穂

生涯学習課長 西口 武雄

書記 中村 妃佐

書記 大坪 照平

午前10時30分 開会

○教育長開会宣言

○井上教育長 ただいまより令和7年第3回白井市教育委員会臨時会を開会します。

本日の会議について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは初めに、出席者数を御報告いたします。

本日の出席委員数は、5人中4人です。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、過半数の出席があり定数に達しておりますので会議は成立しました。

本日の議題は、お手元の議事日程のとおりです。

○会議録署名人の指名

○事務局 日程2、会議録署名人は、教育長より事前に中里委員、久保委員が指名されております。よろしくお願ひいたします。

これより議事に入ります。

本日の議事進行は、教育長にお願いいたします。

○議案第1号 「白井市青少年女性センターの指定管理者の指定議案に係る意見聴取について」

○井上教育長 日程3、議決事項、議案第1号 「白井市青少年女性センターの指定管理者の指定議案に係る意見聴取について」事務局から説明をお願いします。

○西口生涯学習課長 令和7年白井市議会定例会に提案すべき議案が生じたため、今回、緊急でお集まりいただき、ありがとうございます。

それでは議案第1号 「白井市青少年女性センターの指定管理者の指定議案に係る意見聴取について」御説明いたします。

本案は白井市青少年女性センターの指定管理期間が令和8年3月31日で満了となるため、4月1日から管理運営を行う指定管理者を指定したいので、提案するものです。

1ページをご覧ください。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、白井市老人福祉センター、白井市青少年女性センター、白井市福祉作業所で、所在地は白井市清戸766番地の1です。指定管理者とする団体の名称は、社会福祉法人白井市社会福祉協議会 会長松本 千代子、所在地は白井市復1123番地です。指定の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間です。

次に、議案資料をご覧ください。団体の概要については、設立年月日は昭和61年5月13日、資産の総額は58,328,908円、事業収入は過去3年間の平均で1億5,682万9,183円、従業員数は49人となっております。業務内容は、社会福祉法第109条第1項に規定する事業となっており資料記載のとおりとなっております。

類似施設等の指定管理運営実績は、平成18年4月から白井市地域福祉センター、平成18年9月から今回議案の施設の指定管理を行っております。

指定の理由は、指定管理者選定審査会の答申及びこれまでの当該施設の管理運営実績によるものです。

指定の経過につきましては、募集は公募により実施し、広報しろい7月号及び市ホームページに掲載し、施設説明会を7月9日に行い、今回の候補者を含め2団体が出席しました。申請書受け付けは7月24日から8月1日まで行い、1団体から申請がありました。指定管理者選定審査会の審査は、8月26日にプレゼンテーションによる審査を行っており、同日に答申となっております。

審査会が指定管理者の候補者として選定した主な理由につきましては、資料にございます3項目となっております。以上により、適切な管理運営が期待できることから、選定しました。

以上で議案第1号の説明を終わります。

○井上教育長 ありがとうございます。

議案第1号について、御質問等がありましたら挙手をお願いいたします。

確認ですけど最初に3つの施設を言いましたが、今回はその中の白井市青少年女性センター、この1カ所の指定管理ということでおろしいでしょうか。

○西口生涯学習課長 今回施設につきましては3つありますが、教育委員会所管の施設としてはこの

白井市青少年女性センターになりますので、今回の会議に諮らせていただきました。

○井上教育長 今回の教育委員会に関しては、白井市青少年女性センターの指定管理ということですね。

○西口生涯学習課長 はい、教育長おっしゃるとおりです。

○井上教育長 それではご質問、ご意見ありましたらお願いします。私が確認ですけれども、まず先ほどの3施設。白井市老人福祉センター、白井市青少年女性センター、白井市福祉作業所、同じ施設内、同じ建物内にある施設ですが、白井市老人福祉センター、白井市福祉作業所の指定管理はどこになりますでしょうか。

○西口生涯学習課長 白井市老人福祉センターにつきましては高齢者福祉課が所管になっております。白井市福祉作業所につきましては障害福祉課が所管になっておりましてセンター全体とすると、高齢者福祉課です。指定管理は、白井市社会福祉協議会です。

○井上教育長 3ページの（3）に審査のことが書いてあるのですが、どういう観点で審査されたのか、どういうことをポイントとして審査されたのか、言える範囲で教えていただければと思います。

○西口生涯学習課長 まず、価格としての評価とサービス等の評価になります。サービス等の評価につきましては、施設の管理運営の方針、市民サービスの向上方法、利用者ニーズの把握方法、自主事業の実施計画の内容等、緊急時の対応、管理運営経費の削減方法などになります。

○井上教育長 はい分かりました。他にご質問ありますか。

○久保委員 審査をするのはどなたですか。

○西口生涯学習課長 指定管理者選定審査会の審査員に審査されております。

○井上教育長 そのほか、ございましたら挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

○井上教育長 御質問等がないようですので、議案第1号についてお諮りします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

○井上教育長 全員賛成により、議案第1号については原案のとおり決定いたします。

以上、本日の議決事項については終了です。この後の進行は、事務局にお返しします。

○事務局 井上教育長、ありがとうございました。これより事務局が進行を行います。

○教育長閉会宣言

○事務局 日程4、閉会宣言。

井上教育長、お願いします。

○井上教育長 以上で令和7年第3回白井市教育委員会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時40分 閉会